平成２２年（フ）第６３９号
栃木県下都賀郡壬生町幸町３丁目17番７号　長島ハイツ202、前住所栃木県下都賀郡壬生町若草町１番７号　サンハイツ208
債務者　松久保善一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４０号
栃木県宇都宮市富士見町３番９号　富士見市営住宅９号棟199号室、前住所栃木県宇都宮市南大通り３丁目２番13号　ミナミコーポ207
債務者　菊地　正明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４１号
栃木県宇都宮市山本１丁目１番11号　サカモトハイツ301
債務者　西脇　光雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４２号
栃木県宇都宮市上欠町1231番地163
債務者　鈴木　昇一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４３号
栃木県宇都宮市上欠町1231番地163
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５２号
栃木県下野市柴761番地68
債務者　栗原　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０９号
名古屋市中川区露橋２丁目３番24号　露橋ロイヤルハイツ208号、旧住所愛知県豊田市山之手２丁目107番地　サンポール山之手508号
債務者　増田　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６００号
愛知県高浜市神明町３丁目９番地６　アンプルールリーブルＷｉｎｇ208
債務者　熊本　良太
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
栃木県宇都宮市五代１丁目11番17号、住民票上の住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目６番７号
債務者　大泉　幸久
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９６号
岡山県倉敷市児島柳田町1799番地１　グリーンヒルズ102号
債務者　古谷　直人
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１６号
岡山市北区一宮33番地12
債務者　河野　洋江（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２１号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番イ13―202号　スナミアパート
債務者　深谷恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５３号
岡山市北区平野770番地10
債務者　河本　泰壱（旧名篤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６６号
岡山市南区若葉町28番41号
債務者　岡矢　信子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部